

教 企 第 2 2 号
平成20年7月18日

宮城県教育振興審議会会長 殿

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県教育委員会

宮城県の教育振興基本計画の策定について（諮問）

このことについて、教育振興審議会条例（平成20年宮城県条例第3号）第1条の規定により、別紙理由書を添えて諮問します。

(別紙)

理 由 書

人口減少社会の到来、国際化の進展、地方分権社会への移行など、教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、次代を担う人づくりに向けた教育がますます重要になっています。

このような中で、一昨年12月に、約60年ぶりに教育基本法が改正され、新たな教育の目的・目標、基本理念が掲げられる中で、教育の目指すべき姿を明確にして、その実現に向けた具体的な道筋を明らかにする観点から、国においては、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための教育振興基本計画を定めることが規定され、各地方公共団体に対しても定めることが求められています。

本県では、現在、学校教育、スポーツ及び生涯学習の各基本計画とともに、「宮城の将来ビジョン」において、教育施策や事業を掲げ教育改革に取り組んでいるところですが、教育関係施策を総合的かつ体系的に位置付けた計画は策定していない状況です。

このようなことから、本県教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本県教育の目指すべき姿と、その実現に向けた施策の方向性を示す、本県の教育振興基本計画の策定について諮問するものです。